# 政策分野５　市民生活の安全

## ～地域が支えあう，だれもが安心してくらせるまちをめざす～

## 基本方針

地域コミュニティを活性化するとともに，関係機関が連携し，犯罪，事故，消費者被害などを未然に防ぎ，必要な情報提供・支援を行うことで，市民が自立し，だれもが安心してくらせるまちづくりを進める。

## 現状・課題

○　近年，住民相互のつながりが希薄化し，地域の絆も弱体化していると言われているなか，災害時や，子どもを狙う犯罪や事故，高齢者の孤独死などを防ぎ，地域を守るためにも地域が活気にあふれ，「地域力」を取り戻すための方策が求められている。

○　犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故発生件数・死者数は減少傾向にあり，市民の体感治安は改善傾向にあるが，さらなる安心・安全なまちづくりに向けた取組に力を入れる必要がある。

○　消費者被害に遭ったひとのうち，消費生活センターに相談したひとは約14％しかいないため，相談窓口を効果的に周知することにより，潜在する被害を少なくすることが必要である。

○　市民が消費者被害に遭わないための知識を備える必要がある。消費者啓発事業への参加の促進や，高齢者等への地域での見守り活動の充実により，消費者被害の未然防止，拡大防止を図ることが必要である。

○　市民に最も身近な行政機関である区役所は，市民生活に密着した行政サービスを提供するとともに，地域課題の解決に向けたまちづくり活動を支援している。

◆犯罪発生（刑法犯）認知件数は減少傾向

［犯罪発生認知件数比の推移（平成10年を100）］

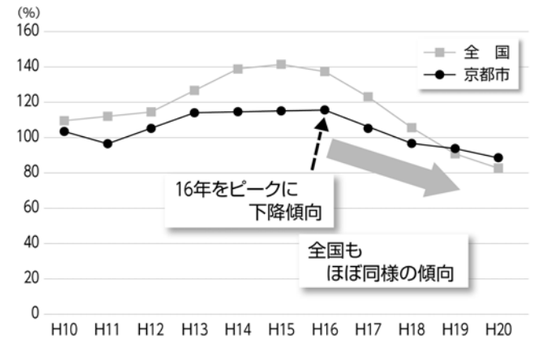


注　「京都市」は市内にある警察署の管轄区域内における犯罪発生（発生地主義）に関する件数の合計で，京都市外の一部に関するものを含む。

資料：京都市／京都府警察本部刑事企画課
全国／警察庁「平成21年警察白書」

◆交通事故発生件数は減少傾向

［交通事故発生件数比の推移（平成10年を100）］

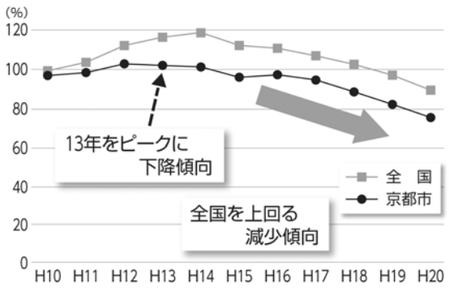


資料：京都市／京都府警察本部「市町村別交通事故発生状況」
全国／警察庁「平成21年警察白書」

◆消費者被害に遭ったときに消費生活センターに相談したひとは約14％

| 消費者被害に遭ったときの相談先　（上位5項目） | 割合 |
|---|---|
| 1　どこにも相談することも伝えることもしなかった | 33.7% |
| 2　販売店やそのセールスマンに伝えた | 20.2% |
| 3　家族，友人，民生委員，ホームヘルパーなどに相談した | 17.3% |
| 4　消費生活センターまたは国民生活センターに相談した | 13.5% |
| 5　メーカーに直接伝えた | 11.5% |
| 5　警察に相談または被害届を出した | 11.5% |

回答者：全国の 15 歳以上 80 歳未満の男女 104 人

資料：平成 20 年版　国民生活白書

## みんなでめざす１０年後の姿

1　「お互いに助け合えるまち」になっている

活性化した地域コミュニティのもと，関係機関の支援を必要に応じて受けつつ，安全意識をもった市民により，お互いに助け合えるまちになっている。

2　交通事故や犯罪が少ない「安心・安全なまち」になっている

「お互いに助け合えるまち」を土台に，関係機関の連携もあいまって，交通事故や犯罪，放置自転車が少ない安心・安全なまちとなっている。

3　消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している

悪質商法に関する手口やその対処法に関する迅速かつ適切な情報提供により，消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに，万一被害に遭った場合の救済体制が充実している。

4　豊かな消費生活が営まれている

消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識の普及により，主体的かつ合理的に選択することができる真に自立した消費者が育ち，豊かな消費生活が営まれている。

＜参考＞政策指標例

◆犯罪発生（刑法犯）認知件数　32,598 件(H20)　→　29,000 件

◆高齢者の消費生活相談件数（人口１０万人当たり）　431件(H20)　→　320件

## 市民と行政の役割分担と共汗

○　地域づくり活動など，地域のコミュニティに積極的に関わる
○　みずからを守る意識を高める
○　消費生活に関する知識と理解を深め，主体的かつ合理的に選択することができる真に自立した消費者となる

○　連携ネットワーク（一体的地域活動）を意識しながら地域のコミュニティの中核を担う
○　安心安全なまちづくりに向けて積極的に取り組む
○　「みずからも地域の一員」との認識の下，地域のコミュニティに積極的に協力
○　消費者権の実現に向けた消費生活施策に協力
○　消費者の消費生活における自立に寄与

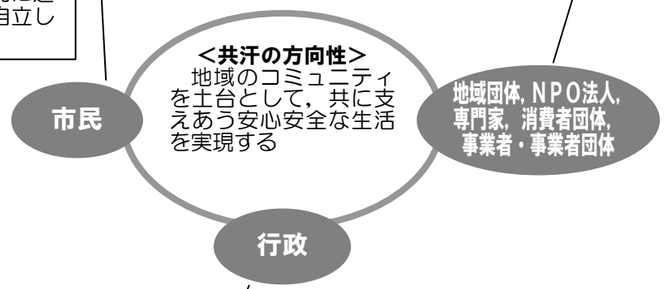


○　地域課題の解決に向けて，地域のコミュニティの取組をバックアップ
○　消費者被害の未然防止，拡大防止など，消費者権の実現に向けた消費生活施策を推進

# 推進施策

**施策の体系**

市民生活の安全
- 生活安全（防犯・事故防止）の推進
- 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

## １　生活安全（防犯・事故防止）の推進

### (1) 犯罪の芽を摘み取る取組の推進

市民自らが積極的に生活安全に関する知識を理解していくこと，地域住民や各種住民団体が一体となって，地域の安全のために幅広く活動していく自主的な活動は，地域における犯罪を未然に防止するうえで必要不可欠である。

こうした認識のもと，京都市をはじめ，京都府警察その他の関係機関が連携しつつ，生活安全に関する知識の普及・啓発，市民の自主的活動への支援，防犯に配慮した環境づくりなどを推進する。

併せて，地域の安心・安全の確保を基本理念の一つとして商店街（繁華街）の振興を図るとともに，暴力追放運動を推進し，安心・安全なまちづくりを目指す。

### (2) 事故の発生を未然に防止する取組の推進

市民一人ひとりに交通安全に関する知識を啓発し，交通安全意識の高揚を図るとともに，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため，交通安全市民運動を推進する。

また，火の付いたたばこによるやけどなどの被害を未然に防ぎ，健康への影響を抑えるため，道路や公園など屋外の公共の場所では，誰もが喫煙をしないよう努めることとし，特に路上喫煙等を禁止する区域を観光地等にも拡大するとともに，喫煙者のマナー向上と意識啓発を図る。

### (3) 犯罪被害者を支援する取組の推進

社会全体で支え，共に将来に目を向けて歩んでいける社会を築くため，啓発活動を推進するとともに，犯罪被害者の支援に関する条例を制定するなど，意識だけでなく実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組む。

## ２　消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

### (1) 消費者被害の救済及び防止

消費者被害の迅速かつ的確な救済を図るため，消費者がトラブルに遭ったときに安心して相談できるよう，相談機能の強化と相談しやすい環境の整備に継続的に取り組む。

また，消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため，悪質商法への対処をはじめとした消費生活に関する情報を京都市のホームページや電子メール，印刷物等，様々な方法により発信するとともに，消費者被害に関する注意喚起や高齢者等への見守り等，身近な支援の仕組みづくりを推進する。

### (2) 消費者の自立支援

消費者の生活力の向上及び自立した主体としての消費者の育成に向け，教育機関等との連携の下，ライフステージを見据えた体系的かつ総合的な消費者教育を推進する。

更に，消費者が，次世代の消費生活を見据え，食の安全や環境に配慮した行動を積極的に採り入れていくよう，学習機会の提供や環境に配慮した取組を推進する。

# 関連する分野別計画

京都市生活安全基本計画（平成２３年度～３２年度）
京都市消費生活基本計画（平成２３年度～３２年度）